

同志社大学内部質保証推進規程

2017年3月25日 制定

2018年7月28日 改正

2024年3月30日 改正

2026年3月5日 改正

第1章 総則

(趣旨及び目的)

第1条 本学は、教育研究活動等において方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させて教育の充実及び学生の学習成果向上を図り、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを、本学自らの責任で説明する。

2 この規程は、本学における前項の過程（以下「内部質保証」という。）において必要な事項を定める。
（内部質保証の推進体制）

第2条 本学は、大学の自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）を置く。

3 学部及び大学院研究科は、それぞれの教育の質保証を行うため、当該組織名を付した個別の質保証委員会（以下「質保証委員会」という。）を置く。

4 第1項に規定する自己点検・評価活動に関する事項は、同志社大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）に定める。

5 学長は、本学の内部質保証について、同志社大学外部評価委員会を置き、学外有識者に意見を求めることができる。

6 前項に規定する同志社大学外部評価委員会に関する事項は、別に定める。

(内部質保証の推進方法)

第3条 本学は、内部質保証を推進するため、次の事項を設定する。

(1) 学部学科及び大学院研究科専攻における同志社建学の精神並びに大学の教育理念及び教育目標に基づく人材の養成に関する目的

(2) 学部学科及び大学院研究科専攻における前号の人材の養成に関する目的に基づく、「卒業の認定・学位の授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」（以下「3ポリシー」という。）

(3) 学部学科及び大学院研究科専攻を横断する教育プログラムを展開する組織における教育課程の編成及び実施に関する方針

(4) 大学の諸活動に係る次の方針及び計画

- ア 中・長期の将来計画
- イ 教育の3ポリシーを策定するための基本方針
- ウ アセスメント・ポリシーに関する基本方針
- エ 大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針
- オ 学生支援に関する方針
- カ 教育研究等における環境・条件の整備に関する方針
- キ 社会連携及び社会貢献に関する方針
- ク 大学運営に関する方針
- ケ 中・長期の財政計画
- コ 国際連携に関する方針
- サ 研究事業の実施に関する方針
- シ ダイバーシティ推進に関する方針
- ス 高大接続に関する方針
- セ リカレント教育に関する方針
- ソ ファカルティ・ディベロップメントの実施に関する基本方針
- タ スタッフ・ディベロップメントの実施に関する基本方針

- 2 学長は、内部質保証推進会議を通して、学部及び大学院研究科その他組織における教育の質保証に係る取組を支援し、取組状況の確認及び取組結果の集約を行い、これらを検証する。
- 3 学長は、内部質保証推進会議から学部及び大学院研究科その他組織における教育の質保証に係る取組結果等について報告を受け、必要な措置を講じる。
- 4 学長は、内部質保証推進会議からその活動状況の報告を受け、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じる。
- 5 学長は、本学の内部質保証の状況を同志社大学評議会に報告する。
- 6 学長は、内部質保証の状況、自己点検・評価結果並びに本学の基本的情報及び資料を、本学ホームページや大学ポートレート等を活用して積極的に公表する。

第2章 内部質保証推進会議

(内部質保証推進会議の任務)

第4条 内部質保証推進会議は、次の事項を任務とし、本学の内部質保証の推進に責任を負う。

- (1) 大学、大学院及び専門職大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認
- (2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーに関する事項
- (3) 第3条第1項第4号に規定する方針及び計画の設定
- (4) 自己点検・評価活動に係る点検及び評価項目等の設定
- (5) 前号により設定した点検及び評価項目、自己点検・評価に係る手続等をまとめた自己点検・評価実施要項の策定
- (6) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価
- (7) 本学の自己点検・評価活動の統括
- (8) 全学の自己点検・評価活動の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の立案
- (9) 自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報の編纂及び学長への提出
- (10) 前号に規定する自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報、第8号に規定する施策及び内部質保証状況の学長への報告
- (11) 認証評価の受審に関する事項
- (12) その他必要な事項

(内部質保証推進会議の構成)

第5条 内部質保証推進会議は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 学長室長
- (2) 事務局長
- (3) 学部長及び研究科長から2名
- (4) 学生支援センター所長
- (5) 教務部長
- (6) 学習支援・教育開発センター所長
- (7) 入学センター所長
- (8) 国際センター所長
- (9) イノベーション創出クラスター所長
- (10) 総合企画部長

2 前項に規定する者のほか、学長が必要と認めた者を、委員として加えることができる。

3 第1項第3号及び前項に規定する委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(内部質保証推進会議の運営)

第6条 内部質保証推進会議には、委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進会議は、委員長が招集し、議長となる。

3 内部質保証推進会議は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

第3章 質保証委員会

(質保証委員会の任務)

第7条 質保証委員会は、次の事項を任務とし、当該組織における教育の質保証の取組に責任を負う。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する人材の養成に関する目的の設定
- (2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーの設定
- (3) 当該組織における自己点検・評価結果に基づく改善策又は向上策の策定及び実行
- (4) 当該組織における自己点検・評価結果の内部質保証推進会議への報告
- (5) 認証評価の受審に関する事項
- (6) その他必要な事項

(質保証委員会の申合せ)

第8条 学部及び大学院研究科は、当該組織名を付した質保証委員会に関する申合せを定める。

2 前項の委員会に関する申合せの様式は、別記様式第1号又は別記様式第2号のとおりとする。

第4章 雑則

(事務)

第9条 本学の内部質保証の推進及び支援並びに内部質保証推進会議に係る事務は、学長室総合企画部企画課が取り扱う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別記様式第1号

（学部及び学部を基礎とする研究科）

別記様式第2号

（独立研究科及び専門職大学院）

別記様式第1号（学部及び学部を基礎とする研究科）

●●学部及び大学院●●学研究科質保証委員会申合せ

（目的）

第1条 この申合せは、同志社大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という。）第2条第3項の規定に基づき設置する●●学部及び大学院●●学研究科質保証委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

（任務）

第2条 委員会は、内部質保証推進規程第7条の各号に規定する事項を任務とする。

（構成）

第3条 委員会は、学部長、主任及び事務長で構成する。

2 前項の主任は、同志社大学学部、研究科等主任規程別表Ⅰで規定する●●学部の主任とする。

3 学部長は、必要に応じて、●●研究科の大学院専攻教務主任を委員に加えることができる。

（運営）

第4条 委員会には、委員長を置き、学部長がこれにあたる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の●●学部及び●●研究科所属の専任教員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（事務）

第5条 委員会の事務は、●●学部・●●学研究科事務室が行う。

（改廃）

第6条 この申合せの改廃は、●●学部教授会が行う。

附 則

この申合せは、 年 月 日から施行する。

●●研究科質保証委員会申合せ

（目的）

第1条 この申合せは、同志社大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という。）第2条第3項の規定に基づき設置する（大学院又は専門職大学院）●●研究科質保証委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

（任務）

第2条 委員会は、内部質保証推進規程第7条の各号に規定する事項を任務とする。

（構成）

第3条 委員会は、研究科長、主任及び事務長で構成する。

- 2 前項の主任は、同志社大学学部、研究科等主任規程別表Ⅰで規定する●●研究科の主任とする。
- 3 研究科長は、必要に応じて、●●研究科の大学院専攻教務主任を委員に加えることができる。

（運営）

第4条 委員会には、委員長を置き、研究科長がこれにあたる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の●●研究科所属の専任教員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（事務）

第5条 委員会の事務は、●●研究科事務室が行う。

（改廃）

第6条 この申合せの改廃は、●●研究科教授会が行う。

附 則

この申合せは、 年 月 日から施行する。